

# Dataline

## A look at current financial reporting issues

No. 2013-24  
November 25, 2013

### 目次:

概要.....	1
要点.....	1
主な内容.....	1
ガイドの構成.....	2
会計上の留意事項.....	3
定性的評価.....	5
報告単位の公正価値の測定.....	7
質問.....	10

### のれんの減損テスト

#### AICPA が会計および評価ガイドを公表

#### 概要

##### 要点

- 2013年11月、米国会計士協会(AICPA)の財務報告執行委員会(FinREC)は、「のれんの減損テスト」と題されたAICPA 会計および評価ガイド(以下「会計・評価ガイド」という)を公表しました。
- AICPA 減損タスクフォース(タスクフォース)が開発した会計・評価ガイドは、財務諸表作成者、監査人、および評価専門家のための、のれんの減損テストに関する非公式な会計および評価に係るガイダンスおよび説明を提供しています。
- 会計・評価ガイドは、適用可能な基準に従った報告単位の評価など、のれんの減損テストに関連した実務上の論点を検討しています。
- FinREC によるこの新しいガイドは、報告単位の公正価値の測定に用いられることの多い技法について説明しています。また、任意で行う定性的評価を実施する際のフレームワークについても説明しています。
- 財務諸表作成者、監査人、および評価専門家は、会計・評価ガイドを利用することにより、のれんの減損テストおよび関連する評価技法ならびに要求または期待される開示をより良く理解することができます。

##### 主な内容

.1 その複雑性、影響度、および重要な判断の必要性を考えると、企業は、のれんの減損評価において今後も課題に直面し続けるでしょう。タスクフォースは、公開企業および非公開企業が評価を行う上で役立つように会計・評価ガイドを作成しました。会計・評価ガイドは、従前のガイダンスを修正するものではなく、従前の基準における原則の詳細および検討する概念の説明に役立つと考えられる実務例を提供するものです。



.2 タスクフォースは非公式の集まりではありますが、会計専門家、評価専門家、産業界の専門家で構成され、FASB や SEC から受け取ったインプットを反映させています。また会計・評価ガイドについてはパブリック・コメントも募集しました。

.3 会計・評価ガイドは、以下の 4 つの章で構成されています。

- 第 1 章－公正価値測定を取り上げ、のれんの減損テストを行う際の報告単位の評価に使用される仮定と技法について検討しています。
- 第 2 章－のれんの減損テストを行う際の会計上の留意事項を扱っています。
- 第 3 章－のれんの減損テストのステップ 1 を実施すべきか否かを判定する際に任意で行う定性的評価について検討・説明しています。
- 第 4 章－報告単位の公正価値の測定方法を説明し、2 ステップによるのれんの減損テストに関する包括的な設例を提供しています。

また付録には、開示例ならびに経営者および社外の評価専門家の責任範囲を示した概要一覧表を提供しています。

#### PwCの見解

会計・評価ガイドでは、効果的なれんの減損テストを示す包括的な設例を提供していますが、企業は減損評価を企業固有の事実や状況に合わせて調整しなければなりません。

## ガイドの構成

### ASC820 の概念および適用

.4 会計基準コーディフィケーション(ASC) 820「公正価値測定」(ASC820)は、公正価値を定義しており、財務報告目的のための公正価値測定のフレームワークを定めています。本ガイドの第 1 章では、公正価値の概念の概要(例:市場参加者および最高かつ最良の使用)ならびに ASC820 で定めたフレームワーク(会計・評価ガイドのその他の章にかかる背景が示されている)を提供しています。

.5 会計・評価ガイドは、公正価値とは企業固有の測定ではなく市場に基づく測定であり、また、公正価値測定の目的とは資産を売却または負債を移転する通常取引が市場参加者間で行われる際の価格を見積もることであることを、リマインドしています。

#### PwCの見解

公正価値および公正価値ヒエラルキー、ならびに適用ガイダンスおよび会計上の留意事項については、PwCの「Global Guide to Fair Value Measurements (公正価値測定に関するグローバルガイド)」で詳しく扱っています。

.6 会計・評価ガイドでは、従前の基準で説明されている、資産および負債の評価に使用する 3 つの評価技法を扱っています。それらの技法は、以下のとおりです。

- インカム・アプローチ：キャッシュ・フローの将来の見積りを単一の(割引後)現在価値に変換する。
- マーケット・アプローチ：同一または類似の資産または負債の価格およびそれらの取引からのその他の情報を用いる。
- 資産アプローチ：企業の価値を、企業内の資産および負債のそれぞれの価値の合計であるとみなす。

.7 インカム・アプローチおよびマーケット・アプローチは、通常、報告単位の評価に用いられますが、資産アプローチは、無形資産やのれんに重要な価値が生まれる前の事業の初期段階でのみ用いられます。

.8 報告単位の公正価値の測定に複数のアプローチを用いる場合、異なるアプローチにより生じる価値の幅を考慮しなければならず、その幅の中から公正価値を最も良く表す点を選択しなければなりません。

#### PwCの見解

異なる評価アプローチにより幅広く異なる結果が生じた場合、価値に相違が生じた理由を把握するよう配慮しなければなりません。単に結果の平均値をとることは適切とはいえません。

.9 会計・評価ガイドは、報告単位の公正価値の測定において ASC820 のフレームワークを適用するための以下のプロセスを説明しています。

- 会計単位を決定する
- 評価前提を決定する
- 潜在的な市場を識別する
- 市場へのアクセスを決定する
- 適切な評価アプローチを適用する
- 公正価値を決定する

会計・評価ガイドで説明されているとおり、このプロセスは、報告単位の公正価値を測定する際の情報の入手方法、または要求される情報に係る仮定を行う方法を提供しています。それぞれのステップの詳細な検討については、会計・評価ガイドをご覧ください。

#### 会計上の留意事項

.10 ASC350「無形資産—のれん及びその他」(ASC350)で規定されているとおり、のれんは、少なくとも年に 1 度、報告単位レベルで減損テストが行われます。会計・評価ガイドの第 2 章では、2 ステップののれんの減損テストにおける要求事項を検討・説明しており、さらに、ASC350 に含まれるフローチャートにより、任意で行う定性的評価(詳細については会計・評価ガイドの第 3 章で検討)および 2 ステップののれんの減損テストを説明しています。

.11 のれんの減損テストのステップ 1 では、潜在的な減損を識別し、ステップ 2 では認識すべき減損(ある場合)の金額を測定します。ステップ 1 に基づき、報告単位(のれんを含む)の公正価値が帳簿価額を上

回る場合には報告単位ののれんは減損していないとみなされ、ステップ2は適用されません。しかし、報告単位(のれんを含む)の公正価値が帳簿価額を下回る場合には、ステップ2に進み、減損損失(ある場合)の金額を決定しなければなりません。

.12 報告単位の帳簿価額がゼロまたはマイナスであり、のれんの減損が存在する可能性が存在しない可能性よりも高い(すなわち、50%超の減損の可能性)場合には、減損損失(ある場合)を測定するために、のれんの減損テストのステップ2を実施しなければなりません。

.13 のれんの減損テストのステップ2では、報告単位ののれんの計算上の公正価値をのれんの帳簿価額と比較します。のれんの計算上の公正価値は、仮定上の購入価格の配分を行うことにより決定されます。企業は、ステップ1で決定された報告単位の公正価値を、報告単位が企業結合で取得された場合のような方法で、当該報告単位のすべての資産および負債(未認識の無形資産を含む)に割り当てます。のれんの帳簿価額が当該のれんの計算上の公正価値を上回る場合には、その計算上の公正価値の超過分に相当する金額で減損損失を認識します。

.14 会計・評価ガイドは、企業は、ステップ2を実施する際に適用可能なステップ1で作成した仮定(例:報告単位は、非課税取引または課税取引で売買される可能性があるかどうか)を検討し、その仮定を一貫して適用する必要があるとしています。

.15 のれんの減損は報告単位レベルでテストされます。報告単位の識別は各企業に固有のものであり、企業の事業セグメントの識別とともに開始されます。会計・評価ガイドでは、報告単位の識別およびのれんの減損テストを実施する適切なレベルを決定するためのプロセスを説明しています。

.16 テストに適切な帳簿価額を決定するため、報告単位に資産および負債を割り当てなければなりません。報告単位の帳簿価額は、債務を含むすべての負債を割り当てることができる場合には持分法アプローチに基づきますが、債務を除外して負債を割り当てる場合には企業別アプローチに基づくことになります。報告単位に割り当てられる資産および負債は、当該報告単位の公正価値を決定する際に考慮されるのと同じ純資産でなければなりません。

#### PwCの見解

公式の会計基準書は、報告単位の帳簿価額を算定するためのアプローチを具体的に規定していないため、会計・評価ガイドは特定のアプローチを奨励していません。

.17 会計・評価ガイドは、事業用資産および負債を複数の報告単位にどのように割り当てるかを、資産または負債を報告単位に割り当てる場合と割り当てない場合の両方の割当方法を示して説明しています。また会計・評価ガイドは、企業債務、繰延税金、累積換算調整額、および条件付対価契約を報告単位に割り当てるべきか否かを決定する際の考慮事項についても説明しています。

.18 会計・評価ガイドは、上記の割り当てを示した詳細な例を提供しています。この例では、実務で最も良く使われている技法を含む、価値を割り当てる4つの異なる手法を説明しています。

.19 企業結合で取得されたすべてののれんは、合理的で裏付け可能な方法を首尾一貫して適用することにより、単一または複数の報告単位に割り当てなければなりません。報告単位が、100%保有ではない子会社で構成される場合には、支配持分に関連するのれんおよび非支配持分(NCI)に帰属するのれん(ある場合)を区別して個別に追跡する必要があります。NCIの存在はのれんのテストに影響しませんが、減損が識別された場合、親会社とNCIに個別に帰属させる必要があります。

.20 会計・評価ガイドには、支配の欠如による割引(少数株主持分割引)がない場合とある場合の両方について、NCIに帰属するのれんの測定方法を示す2つの設例があります。

.21 本ガイドは、以下に示すようなその他の多くの会計上の問題を検討しています。

- 企業がその報告構造を再編成する場合の、のれんの再割当方法
- 子会社レベルでの減損テストが親会社のテストとどのように異なるかについて
- 企業が報告単位の一部を処分する際に配分されるのれんの金額の決定
- 年次および期中の減損テストの実施時期
- 年次の減損テストの実施日の変更
- のれんおよびその他の資産の減損テストの順序の決定
- ステップ2におけるのれんの計算上の公正価値の決定

#### PwCの見解

のれんの会計処理に係る上記の問題およびその他の複雑性は、PwCの「企業結合および非支配持分の会計処理に関するグローバルガイド(PwC企業結合ガイド)」の第11章で詳しく検討しています。

#### 定性的評価

.22 ASU No. 2011-08「無形資産—のれん及びその他(Topic 350): のれんの減損テスト」では、のれんの減損テストのステップ1が必要かどうかの決定に利用できる任意の定性的評価が導入されました。会計・評価ガイドの第3章では、定性的評価の会計上の要求事項について検討・説明しています。

#### PwCの見解

定性的評価に関する留意事項についても、PwC企業結合ガイドの第11章で扱っています。またこのガイドは、定性的評価のための報告単位の選定、定性的評価における過去の公正価値測定の検討(報告単位の公正価値をいつ更新するかなど)、ならびにゼロまたはマイナスの帳簿価額を有する報告単位の定性的評価などに関するガイダンスを提供しています。

.23 定性的評価の目的は、報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%超か否かを結論付けるために、関連する事象および状況を識別し評価することです。定性的評価の実施には他のアプローチも可能ですが、タスクフォースは以下のプロセスの概要を示し、これらのプロセスにより定性的評価の目的が満たされると考えました。

- 公正価値に最も影響するインプットおよび仮定の関連性のあるドライバー(要因)を識別する
- 公正価値のインプットおよび仮定の上記ドライバー(要因)に影響を与える可能性のある関連性のある事象および状況を識別する
- その事象および状況を比較検討する
- 事象および状況の全体に関する結論を出す

.24 企業は、前回の定量的テストで使用した手法およびインプットや仮定を検討し、それらが依然として関連性があるか、あるいは変化した可能性があるかを判断しなければなりません。定性的評価の結果に最も影響する可能性のある主要なインプットおよび仮定をより重視しなければなりません。

.25 会計・評価ガイドには、ASC350-20-35 に含まれる事象および状況の例に加え、のれんの減損テストのステップ 1 を実施すべきか否かを決定する際に考慮すべき事象および状況のより具体的な例が示されています。

- 新製品または新サービスに対する市場の反応
- 技術的陳腐化
- 重要な法律の動向
- 破産手続の見込み
- 割引率または市場の財務数値など、報告単位の公正価値を算定するために使用された仮定に影響を与えるリスク要因またはリスク環境の変化予想

.26 会計・評価ガイドは、報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が 50%超でない定性的評価のみに基づいて結論付けることは困難であるため、最新の公正価値算定において公正価値が帳簿価額と近似している報告単位においては、定性的評価の費用対効果は高くないだろうと指摘しています。

.27 証拠の重要性に基づき報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回る可能性が50%超かどうかを判断するにあたっては、すべての入手可能な証拠(プラスとマイナスの両方)を考慮しなければなりません。タスクフォースは、他の条件はすべて同じだとして、プラスまたはマイナスの証拠による潜在的な影響に向けられる加重は客観的に検証可能な程度にする必要があると考えています。そのため、より多くのマイナスの証拠が存在すればするほど、より多くのプラスの証拠が必要となり、そして、報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が 50%超でないという結論を裏付けることがより困難になります。

.28 報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が 50%超であると企業が判断した場合、企業は 2 ステップののれんの減損テストのステップ 1 を実施する必要があります。ただし、定性的評価の実施後に、企業が追加的なのれんの減損テストは必要ないと結論付けた場合、企業は、結論ならびにその結論に至るまでに考慮した事象および状況に関して明確なアサーションを表明する必要があります。タスクフォースは、検討事項の文書化の範囲は、明確なアサーションの裏付けとなる判断および定性的分析のレベルと同等にしなければならないと考えています。

.29 会計・評価ガイドは、定性的評価の任意性の説明に加え、期中における評価および定性的評価、報告単位の公正価値合計と企業の時価総額との比較、ならびに感応度分析などの定量的評価の裏付けまたは実証に係る検討など、のれんの減損評価のいくつかの他の側面についても検討しています。

.30 会計・評価ガイドには、2 ステップののれんの減損テストのうちステップ 1 を実施すべきか否かに関し、3 つの報告単位のそれぞれについて、その結論に至るまでに考慮した定性的要因の分析の例が含まれています。これらの例を用いた具体的な説明が意図されており、また定性的評価を実施および文書化する上で可能性のあるひとつの方法が示されています。

### PwCの見解

エンゲージメント・チームおよびクライアントの方々においては、定性的評価のより詳細な内容について、Dataline2011-28「FASB issues guidance that simplifies goodwill impairment test and allows for early adoption (のれんの減損—FASBがのれんの減損テストを簡素化し早期適用を許容するガイダンスを公表)」およびPwC企業結合ガイドの第11章を参照ください。

### 報告単位の公正価値の測定

.31 ASC350 は、報告単位の公正価値とは、測定日現在に市場参加者間の通常の取引において報告単位全体を売却した場合に受け取る価格であり、活発な市場における取引相場価格が公正価値の最良の証拠となるとしています。会計・評価ガイドの第4章は、報告単位の公正価値の測定方法について検討しています。

.32 取引相場価格は公正価値の最良の証拠となりますが、取引相場価格は多くの報告単位について入手可能とはならないでしょう。

.33 タスクフォースは、複数の報告単位の公正価値を合わせて測定し、その後、結合した報告単位の公正価値を個々の構成単位に配分すること(すなわち、トップダウン・アプローチ)は適切でない指摘しています。企業はむしろ、各報告単位の公正価値を個別に測定すべきであり、それから、各報告単位について、結合して機能している各報告単位から生み出されたシナジーによる便益(ある場合)を評価すること(すなわち、ボトムアップ・アプローチ)ができます。

.34 タスクフォースは、トップダウン・アプローチはテストのための報告単位の結合とみなされるため認められず、一方、ボトムアップ・アプローチはASC350におけるガイダンスおよび市場参加者の考えと整合すると述べています。

.35 ASC350-20-35-23 で述べられているとおり、実質的な価値が他の企業との結合から生じるシナジーまたはその他の便益を通じて認識される可能性があります。このため、それらの市場のシナジーを勘案して取引相場価格を調整する必要があります。会計・評価ガイドには、市場参加者がコスト・シナジーを入手できる場合に公正価値に与える影響を示す例が含まれています。

### PwCの見解

シナジーは、企業結合により収益が増加する、またはコストおよび資本コストが低下する場合に生じる可能性があります。このようなシナジーが得られない可能性があること、および支配プレミアムが常に適切とは限らないことに留意することが重要です。報告単位を取得する企業が得ることになるシナジーについて慎重に検討し文書化することは、支配プレミアムの見積りおよび文書化における重要な要素です。

.36 会計・評価ガイドは、報告単位の公正価値を測定する場合の非支配持分(NCI)の影響について検討しています。NCIの存在が報告単位の公正価値に影響するか否かは、NCIが、報告単位の上位にあるか、報告単位に含まれているか、またはその両方に該当するかによります。

### PwCの見解

報告単位の公正価値は報告単位全体を売却した場合に受け取る価格を参照するため、NCIが報告単位の上位にある場合には、支配持分と非支配持分の両方が合わせて売却されます。このためタスクフォースは、報告単位の売却により支配持分と非支配持分 (NCI) に同じ1株当たり価値がもたらされると考えています。

あるいは、報告単位が部分所有されている企業を連結する場合、報告単位の子会社に対する非支配持分の売却を伴わずに報告単位が売却される可能性があります。タスクフォースは、このような状況では、支配持分と非支配持分の1株当たりの公正価値に差異が存在する可能性があると考えています。これは、報告単位に対する支配持分の公正価値に支配プレミアムが含まれる、または、非支配持分の公正価値に支配の欠如による割引が含まれるためです。

.37 会計・評価ガイドは、評価技法について説明し、報告単位の公正価値の測定に用いられることの多い公正価値測定技法を説明した別表を提供しています。特に、割引キャッシュ・フロー法 (インカム・アプローチ)、指標公開企業法 (guideline public company method) (マーケット・アプローチ)、および指標企業取引法 (guideline company transactions method) (マーケット・アプローチ) について検討・説明されています。

### PwCの見解

会計・評価ガイドに含まれる別表には、評価分析の実施方法および含めるべき主要な構成要素の説明に役立つ包括的な設例が含まれています。これらの別表は、説明目的のものであり、企業が評価分析を実施する際には企業自身に関連する事実および状況を考慮しなければなりません。

.38 割引キャッシュ・フロー法 (インカム・アプローチ) は、定義された予測期間中の将来見積キャッシュ・フローを現在価値に割り引く、また予測期間を超えるすべてのキャッシュ・フローの公正価値を表す最終価値を現在価格に割り引く方法です。最終価値は、財務式を用いるか、または予測期間後の企業の仮想売却を仮定した市場から導かれた財務数値によって算定することができます。割引キャッシュ・フロー法で用いられるキャッシュ・フローは、経営者の責任範囲にあり、通常は経営者の戦略プランがスタートになります。

.39 上記のインカム・アプローチは、評価される報告単位について活発なまたは観察可能な市場が存在しない場合、市場価格を見積もるために使用できます。インカム・アプローチは、多くの場合、企業固有の仮定に基づきますが、この仮定は報告単位の価格を決めるために市場参加者が用いる仮定と整合させるために調整する必要があります。

.40 会計・評価ガイドでは、市場参加者の仮定に到達するため、および/または報告単位の公正価値を見積もる評価目的との整合性を確保するために必要となる、企業の予測財務情報への調整について検討しています。このガイドで検討されている調整の例には、企業買収計画が存在する場合に必要な例、あるいは、特に運転資本、繰延収益、営業外資産および負債、減価償却および償却、株式に基づく報酬、または異なる法人所得税率を会計処理するために必要な例があります。

.41 割引キャッシュ・フローで用いられるキャッシュ・フローに関連したリスクは、割引率に反映させなければなりません。割引キャッシュ・フローは、期待される予測キャッシュ・フローを用いて、または、特定の事象の結果に依存するキャッシュ・フローを用いて実施できます。予測キャッシュ・フローが特定の事象に依存する場合 (例えば、特許申請の成功)、割引率には、追加的なリスク・ファクターを織り込んで当該事象が発生するかどうかの不確実性を反映させなければなりません。キャッシュ・フローに関連するリスクが高まれば割引率は上昇し、算定したキャッシュ・フローの現在価値は減少します。



.42 期待キャッシュ・フローは、異なるシナリオに対するすべての結果または複数の個別のキャッシュ・フロー予想の加重平均を表す、キャッシュ・フローの一式に反映させることができます。これらのシナリオは、割引キャッシュ・フロー分析で使用することが可能であり、また、それぞれの事象が発生する可能性に応じて加重できます。

.43 会計・評価ガイドの包括的な設例には、割引キャッシュ・フローにおいて割引率として用いられる加重平均資本コストの算定に加え、コスト削減シナジーの公正価値を決定するために用いられる加重平均資本コストの算定を説明する別表が含まれています。これらの別表は、シナジーを達成するリスクが事業全体のリスクと異なるためそれぞれの公正価値の決定に用いられる割引率も異なる可能性があることを示しています。

.44 ASC350 は、評価される報告単位が非課税または課税取引で売買される可能性があるかどうかを判断することを企業に要求しています。この判断を行う上で、企業は、仮定するストラクチャーが売手にとって最高の経済価値をもたらすかどうか、その仮定が市場参加者が考える仮定と整合しているかどうか、およびそのストラクチャーの実現可能性を検討しなければなりません。

.45 会計・評価ガイドのある設例では、非課税で売却されると仮定した報告単位の公正価値の測定と、課税取引で決定された報告単位の公正価値の測定とを比較しています。タスクフォースは、報告単位が非課税または課税取引で売買されることを仮定する決定にあたり考慮すべき要因を説明しています。

.46 マーケット・アプローチでは、同一もしくは比較可能な資産、負債、または資産・負債グループ(事業など)に係る市場取引から生み出された価格およびその他の関連情報を用います。報告単位の公正価値測定で一般的に使用される市場比較可能な 2 つの方法が、指標公開企業法と指標取引法です。指標公開企業法は、公開企業の株価とテストされる報告単位を比較します。それぞれの公開企業についての業績指標が算定され、その後それらの指標は分析、(必要に応じて)調整され、報告単位の業績指標に適用されます。指標取引法も同様ですが、この方法ではテストされる報告単位に類似する被取得企業の取得に関する最新の M&A 情報を使用します。

.47 指標公開企業法の適用について、会計・評価ガイドは、多くの重要な留意事項を扱っています。これには、選択された指標企業の市場はどれくらい活発か、評価という観点で企業と報告単位を比較可能ならしめているのは何か、選択された指標企業の数などがあります。

.48 会計・評価ガイドには、指標公開企業法と指標取引法の使用を説明する別表も含まれます。これらの評価方法の使用の説明において、会計・評価ガイドはとりわけ以下について説明しています。

- 評価される報告単位と比較可能な企業の決定に役立つ営業上および財務上の特性
- 指標公開企業から算定できる財務指標および非財務指標
- 財務データの変換に必要となる可能性がある調整

.49 ひとたび指標企業を選択したら、どの財務数値を使用するか、どのように算定するかについて決定する必要があります。指標公開企業法の適用に関する詳細な解説は、会計・評価ガイドでご覧いただけます。

#### PwCの見解

市場の財務数値は、過去または将来ベースで算定することができます。過去ベースの財務数値を使用するか、将来ベースの財務数値を使用するかは、どの指標が将来ベースのオペレーションの「標準化」レベルを最も良く表しているか、に基づいて行わなければなりません。

.50 指標公開企業法に適用される留意事項のほとんどは指標取引法にも適用できますが、会計・評価ガイドで説明されている指標取引法の適用においては、いくつかの追加的な留意事項があります。例えば、指標取引法を適用する場合、指標取引について入手可能なデータが限られる、あるいは時間の経過により目的適合性が低下する可能性があります。

.51 報告単位の公正価値の測定においては、複数の評価技法が用いられることが多く、それらは報告単位について選択した公正価値を決定するために加重されます。

#### PwCの見解

株式公開企業にとって、報告単位の公正価値総額と観察可能な時価総額との間の調整を行うことがベスト・プラクティスといえます。価値に差異がある場合には識別し、その説明を行わなければなりません。

.52 最後に、会計・評価ガイドは、非課税取引と課税取引の両方についてののれんの減損テストのステップ 2、ならびに、のれんの減損金額の測定方法を説明しています。またこのガイドには、ASC350 の要求事項および公開企業についての Regulation S-K の Item 303 の要求事項の開示例が含まれます。

#### PwCの見解

タスクフォースは、SECスタッフが引き続き、のれんの減損評価に関する会計方針および経営者による関連する判断、認識されたのれんの減損の詳細に注目していると指摘しています。開示例は、企業が財務諸表の開示の十分性を検討する上で有用です。

.53 本 Dataline で取り上げた各トピックの詳細な解説は、会計・評価ガイドをご覧ください。会計・評価ガイドは AICPA ウェブサイトで販売されています。

.54 のれんの減損テストに関する追加的なガイダンスは、PwC 企業結合ガイドの第 7 章(「評価 (Valuation)」)および第 11 章(「取得後ののれんの会計処理 (Accounting for Goodwill Postacquisition)」)をご覧ください。

## 質問

.55 本 Dataline に関して質問がある PwC のクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。本 Dataline に関して質問があるエンゲージメント・チームは、National Professional Services Group の企業結合チーム(1-973-236-7801)までお問い合わせください。

*Datalines* address current financial-reporting issues and are prepared by the National Professional Services Group of PwC. They are for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, register for CFOdirect Network ([www.cfodirect.pwc.com](http://www.cfodirect.pwc.com)), PwC's online resource for financial executives.

© 2014 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.